第２表　27.5MHz-10000MHz

[略]	国内分配（MHz）(4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	[略]		
	915-930 J 77 移動 J 106	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用、移動体識別用並びに無線電力伝送用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表９－１に、移動体識別用への割当ては別表９－10に、無線電力伝送用への割当ては別表９－15による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては別表６－２に、無線電力伝送用への割当ては別表６－３による。
	[略]		

［第３表　略］

［国内周波数分配の脚注　略］
［別表１－１～別表９－14　略］
別表９－15　無線電力伝送用特定小電力無線局の周波数表

918MHz　919.2MHz

［別表10－１～別表11－３　略］
［国際周波数分配の脚注　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○国土交通省告示第七百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成三十一年三月十五日国土交通省告示第三百五十七号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十三日　国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）	（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）
第二条　建設分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第八号に規定する告示で定める特定技能	**第二条**　建設分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める特定技能

第２表　27.5MHz-10000MHz

［同左］	国内分配（MHz）(4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
	［同左］		
	［同左］	［同左］	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表９－１に、移動体識別用への割当ては別表９－10による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては別表６－２に、無線電力伝送用への割当ては別表６－３による。
	［同左］		

［第３表　同左］

［国内周波数分配の脚注　同左］
［別表１－１～別表９－14　同左］
［新設］

［別表10－１～別表11－３　同左］
［国際周波数分配の脚注　同左］